

議案第151号

大阪市立デザイン教育研究所条例の一部を改正する条例案

大阪市立デザイン教育研究所条例（昭和62年大阪市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出しを「(入所検定料等)」に改め、同条中「授業料の」を「授業料（以下「入所検定料等」という。）の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 入所検定料等は、教育委員会規則で定めるところにより、納付しなければならない。

第7条中「教育委員会は、」を「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による入所料又は授業料の減免のほか、教育委員会は、災害により授業料を納付することが困難な者その他」に、「対して」を「対して、」に改める。

第8条中「ついて」を「関し」に、「教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（入所検定料等の還付）

第8条 既納の入所検定料等は、還付しない。ただし、法第8条第1項の規定による入所料若しくは授業料の減免をしたこと又は大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第14条の規定による当該減免の額の変更をしたことにより入所料又は授業料が過納となったときは、その過納額を還付するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

大学等における修学の支援に関する法律の規定による授業料等の減免をしたこと等により過納となった既納の授業料等を還付することとするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立デザイン教育研究所条例（抄）

(入所検定料、入所料及び授業料)
入所検定料等

第6条 研究所の入所検定料、入所料及び授業料（以下「入所検定料等」という。）の額は、次のとおりとする。

(1)－(3) 省 略

2 入所検定料等は、教育委員会規則で定めるところにより、納付しなければならない。

(授業料の減免)

第7条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による入所料又は授業料の減免のほか、教育委員会は、災害により授業料を納付することが困難な者その他特別の事情があると認める者に対して 授業料を減免することができる。
対して、

(入所検定料等の還付)

第8条 既納の入所検定料等は、還付しない。ただし、法第8条第1項の規定による入所料若しくは授業料の減免をしたこと又は大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第14条の規定による当該減免の額の変更をしたことにより入所料又は授業料が過納となったときは、その過納額を還付するものとする。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が 定める。
第9条 関し 教育委員会規則で